予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:総務費 項:防災費 目:防災総務費

事業名 山岳遭難防止対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 危機管理政策課 山岳遭難・火山対策係 電話番号:058-272-1111(内 3347)

E-mail: c11117@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

23,498 千円 (前年度予算額:22,515 千円)

<財源内訳>

	事業費			財	源		内 訳					
区分		国 庫	分担金	使用料	財	産	寄附金	その他	旧生		_	般
		支出金	負担金	手数料	収	入			県 債	債	財	源
前年度	22, 515	0	0	0		0	0	333	()	22,	182
要求額	23, 498	0	0	0		0	0	154	()	23,	344
決定額												

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

平成22年度以降「登山届の提出促進」「安全な登山の普及」「充分な装備品の携行」に重点を置き、登山口での遭難防止対策として、登山届ポストの設置、広報啓発活動等を実施。

また、平成26年以降、山岳遭難の発生が多い北アルプス地区及び活火山のうち噴火警戒レベルが導入されている御嶽山、焼岳、白山及び乗鞍岳の登山者に対し登山届の提出を義務付けた。県内における山岳遭難事故は、令和2年8月現在で遭難件数38件(前年同月比マイナス15件)、遭難者数39人(前年同月比マイナス20人)と新型コロナウイルス感染症の影響により減少しているものの、依然多くの遭難が発生している。

(2) 事業内容

- ○安全登山や登山届提出に係る広報啓発活動
 - ・県外居住登山者を対象とした広報啓発活動 県内を訪れる登山者の居住割合が多い地域において、関係機関や隣接県 とも連携を図りながら、広報啓発活動を実施。

- ・主要登山口における広報啓発活動 登山者が多く訪れる時期を中心に、主要登山口で広報啓発活動を実施。
- ・広報啓発物の作成、配布 北アルプス全域の登山道や危険箇所を網羅した「登山マップ」や安全登 山推進リーフレット等の作成、配布。
- ○登山届提出に係る環境整備費等

【山岳遭難防止条例の運用にかかる環境整備】

登山届の回収、受理整理、提出指導を地元の団体に委託し、登山届管理・ 指導体制を確保。

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県山岳遭難防止条例の運用をはじめ、県内の山岳遭難防止対策の推進 に要する費用であることから、県が負担すべきである。

(4)類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

- A PIERRO TO INVALOR PROT						
事業内容	金額	事業内容の詳細				
人件費	1,066	夏山シーズン繁忙期における会計年度任用職員の雇用				
旅費	712	安全登山の啓発活動等に係る旅費等				
需用費	1,429	登山マップ等の印刷等				
役務費	48	通信、郵便料等				
委託料	19,866	業務委託料等				
負担金	152	夏山フェスタへの出展料				
その他	225	地元関係者等との調整に係る事務経費等				
合計	23, 498					

・長期継続契約 (令和3年度~令和5年度): 設計額4,620千円 (1,540×3か年)

決定額の考え	之方
--------	----

4 参考事項

(1)国・他県の状況

改正活火山法(平成27年7月8日公布)において、火山噴火時の救助・ 捜索活動の際の登山者の早期把握、安否確認等を円滑に進めるため、地方自 治体に登山届等による登山者の情報の把握に関する規定(努力義務)が設け られた。

新潟県では、常時観測活火山である「新潟焼山」の登山者に対し、登山届の提出を義務付ける条例が、平成27年6月1日から施行された。

長野県では、里山を除く「広範囲な山岳」で登山計画書の提出を義務付ける条例が、平成28年7月1日から施行された。

石川県では、白山の活火山地区への登山者に対し登山届の提出を義務付ける条例が、平成29年7月1日から施行された。

山梨県では、富士山、南アルプス、八ヶ岳への登山者に対し登山計画書を 義務付ける条例が、平成29年10月から施行された。

(2)後年度の財政負担

安全登山に関する広報啓発は継続的に実施する必要があり、また、登山届の管理体制など山岳遭難防止条例の運用のための、後年度財政負担が発生する。

(3) 事業主体及びその妥当性

岐阜県山岳遭難防止条例の運用をはじめ、県内の山岳遭難防止対策の推進に要する費用であることから、県が事業主体となるべきである。

事 業 評 価 調 書(県単独補助金除く)

コ 新規要求事業

■ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

近年、県内における山岳遭難事故が増加傾向にあり、また、御嶽山噴火により登山届の重要性が指摘されていることから、安全登山に関する広報啓発活動、登山者指導等を県自ら推進することで山岳遭難事故防止を図るとともに、「岐阜県山岳遭難防止条例」の周知徹底を実施していく。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の)推移	現在値	標	達成率
						%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	
						%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	

〇指標を設定することができない場合の理由

山岳遭難防止活動及び遭難者の救助活動に寄与することが目的であるため、目標を設定することは困難である。

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
- (1) 北アルプス三県(長野県、富山県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議
 - 第1回会議

令和2年11月に開催(新型コロナウイルス感染症により遅延)

- (2)白山二県(石川県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議
 - 第1回会議

令和2年11月に開催(新型コロナウイルス感染症により遅延)

- 夏山フェスタでの活動結果
 - ・新型コロナウイルス感染症により中止
- 〇 登山届提出指導
 - ・岐阜県高山市高山市丹生川町 畳平バスセンター前

令和2年6月19日、20日

令和2年8月9日

- ・岐阜県高山市奥飛騨温泉郷 新穂高登山指導センター前 令和2年8月8日
- •岐阜県大野郡白川村 三方岩登山口 令和2年8月29日
- •岐阜県下呂市小坂町 小坂口登山口 令和2年9月19日
- (4)登山届提出に係る環境整備
 - ○乗鞍岳において、境界標柱を設置 計 10 箇所

(令和元年12月1日からの乗鞍岳における登山届義務化に伴うもの)

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

主要登山口等において、登山者に対し登山届の提出、安全登山及び条例制定について直接呼びかけたことにより、安全登山の普及啓発ができ、登山届提出者数が増加した。

今後も、条例の周知徹底を図るとともに、届出環境の整備を進めることにより、登山届の提出促進が見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価)

0

以前から続く登山ブームにより、県内における山岳遭難事故件数は依然として多く、また、御嶽山噴火により、万が一遭難した場合の安否確認及び捜索救助に向けた登山届の重要性が全国的に再認識されていることから、山岳遭難事故防止対策を県自ら推進し、「岐阜県山岳遭難防止条例」の広く周知徹底を図っていくことは、重要な事業である。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) O 条例制定とともに安全登山及び登山届提出に関して広報啓発活動を 実施した結果、登山届の提出者数 (H30) は条例制定前(H25)に比べ約 5 割増加している。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評	価
)

より効果のある広報のため、関係県との合同による東京都内、大阪府内及び名古屋市内での広報活動実施方法の見直しを図った。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

山岳遭難事故件数は、依然として高い水準にあり、より効果的な遭難防止対策について検討をしていく必要がある。また、山岳遭難者の約7割(令和元年度)が県外居住者であることから、県外を意識した啓発活動が必要である。

平成28年12月から、「岐阜県山岳遭難防止条例」の罰則規定が適用され、更なる周知徹底を図っていく必要がある。

登山者は県境を意識することなく登山することから、近隣県と連携した対応が不可欠であり、継続した協議・調整を実施していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

近年、登山知識の不足による遭難事故が増加しており、遭難者の多くを県外居住者が占めているため、「県外居住登山者への啓発活動」を中心に事業を行う。

また、条例の適正な運用に取組む。